琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867

21

極秘
まで

安保条約改正試案の問題点

（昭和三三、一〇、一四　米参）

一、新条約の名称及び前文

新条約を単なる安全保障の関係のみに限定せず、日米両国の政治、経済関係をも包含せる広汎な面における結合を明らかにするか否かは根本方針の問題であるが、新条約はいかなる形式をとる場合においても今後における両国の基本関係を象徴することとなるので、試案のごとき考え方は妥当であると思われる。

前文第一項冒頭は、日米間友好通商航海条約前文冒頭と同趣旨。後段民主主義の原則以下の点については、北大西洋条約前文第二項と同文であるが、西欧的観念が強く出すぎているとの印象をうける部分あり、表現には研究を要する。

二、第一条

この種条約に共通のものであり、問題はない。

三、第二条

第一項は、北大西洋条約第二条第一項と同文であるが、前文と同様の理由により一考を要する。第二項は、末尾を除き、北大西洋条約第二条第二項と同文であり、内容的には差支えなしと認められる。

四、第三条

前段は、北大西洋条約第三条と同文（その他条約にも同趣旨あり）、後段を含め全体として東南アジア集団防衛条約第二条と同文。但し後段は、共産主義の浸透工作への対抗措置に関しての協

力を約することとなる点において、現行条約の内乱条項のごとく直接的ではないが、それ以上の広汎な意味をもつこととなり、議論のあるところと考えられる。

五、第四条

前段は、条約実施に関する協議であり、この種規定は必要である。

後段は、この種条約に共通のものである。か

米軍の日本基地の使用の問題あり、「いずれかの締約国の・・・安全が脅かされていると認めるときはいつでも・・・」の点は、米国が敵対行為にまきこまれるおそれある一切の場合に適用あるよう了解さるべきであり、表現も一考を要するものと認められる。

六、第五条

本条第一項、第六条及び付属文書は、新条約の核心をなすものであり、特に重要な政治決定の対象となる部分である。

第一項については、

(イ) 現在の憲法解釈によれば、日本は集団的自衛権を有しないこととなつている。

(ロ) 「自国の憲法上の手続に従い」の点は、この種条約に通例用いられている字句であるが、日本憲法の制約を留保するものとしては不十分であると認められる。但し米側は、この表現にて不十分な場合公式議事録などにて補足すべきであるとの考え方を示している。

(ハ)「共通の危険に対処するため行動する」との点に関しては、試案は、米側としては日本の憲法上の制約より実質的援助は期待していないが、新条約を相互援助型とするためには、この種条項を必要とし、かつ、日米両国が少くとも精神的に同盟関係にあることを象徴するものとして重要視していることを示している。さらにまた米側は、日本の憲法改正の可能性及び沖縄、小笠原返還が行わるべきことを考慮し、新条約が今後改正を要せずして長期にわたり日米関係の軸となるべきことを希望しているものと解される。

他方、日本側よりみれば試案は、基地使用の点において東亜全域を対象としているので、広義と狭義の条約地域の概念を生ずることとなり、かつ、「共通の危険に対処するため行動する」との表現は、通常交戦状態に入るものと解され、（かりに表現は修正が可能としても）憲法上の制約により日本の対米援助は極めて限られたものとなるとの説明をなすとしても、条約義務の発動が米領及び沖縄と直接的に結びつく点において自動的に戦争にまきこまれる危険ありとして国内に強い批判を生ずることが予想される。

この点に関連して、安全保障に関する日米関係を実質的にみれば、日本は米国に駐兵及び基地使用を許し、米国は日本を防衛するとの関係にあるので、第五条及び第六条に関する他の方式は別添のごときものとなる。

この方式をとる場合、狭義の条約地域を削除することにより日本が自動的に戦争にまきこまれるとの危ぐは緩和されるであろうが、相互援助の概念より離れ基地協定的性格が強くなる。またこの種条約中最も重要な部分に関しては、米議会は先例と異なる文言に対しては難色を示すことがあると伝えられるほか、根本的問題としてかかる考え方に基く条約改正を提案する場合、米側は勿論真剣に考慮するであろうが、最終的にこれに応ずるかは確定的でない。

なお、この場合沖縄、小笠原に関しては、同地域の特殊性及び国民感情よりみてこれを切り離すことには別の角度より問題を生ずるが、米国領土を除き、沖縄、小笠原のみを含めることとする場合においても、戦争にまきこまれる危険性という点においては実質的に差異なきものと認められ、別添の方式は、沖縄、小笠原に関しては日本の自由裁量により援助をなしうるとの立場をとるものである。

しかしいずれの場合をとる場合においても、沖縄、小笠原返還の際は条約の部分的改正を要することとなる。

(二) 第五条後段は、上述の点がいかなる形式となるかに拘らず、本条約中残されることを適当とする。

七 第六条

(イ) 試案は、意識的に日本が米国に駐兵の「権利」を与えるとの表現を避けているが、この考え方は妥当と思われる。但し上述

した条約地域の問題に関連して新条約が相互援助的性格が薄れ、別添案のごとくなる場合、駐兵及び基地使用の点はより明確に規定する必要を生ずる。

(ロ)「基地」の呼称は、行政協定において特にこれを避け、「施設」とした経緯あり、一考を要する。いずれにしても本条は付属文書と関連する。

八、付属文書

(イ)基地使用に関する協議を作戦使用と補給に区別しており、考え方としてはやむをえないものと思われるが、対内的説明については十分の研究を要する。

なお、末尾の字句は、例外のあることを意味するものでない。

との口頭説明があつた。

(ロ)配備に関して「日本の基地への配備」の表現は、昨年の日米共同声明の表現に比し狭義に解される点において問題がある。但し米軍部隊の日本より国外への移動は協議の対象とならぬとの点においては、米側は譲りえないとの態度をとつている。

(ハ)装備に関する協議は、核兵器のみとすべきかの問題がある。すなわち、IRBMなど戦略兵器の問題である。またこの際核兵器の定義を明らかにする必要がある。

九、第七条、第八条、第九条

問題なきものと考えられる。

一〇、第十条

試案は、新条約が永続的であることを希望し、少くとも十年間は効力を有するものとしているが、上述した諸点、特に条約地域、駐兵などを中心とする条約の性格いかんにより影響をうけることとなる。